

2009年愛知自治体キャラバン(2009年10月27～30日)

陳情項目と参考資料の追加資料

～国保の改善に関する資料～

保険料(税)減免実施状況 (2008年度)

(愛知県医務国保課資料より)

- 「条例の有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に○を記入する。
- 条例のある保険者は、「減免事由」の中で該当するものに○を記入する。(複数回答可)
 - 「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被ったとき。
 - 「病気」とは、納付者又は同一生計親族が病気、負傷又は盗難にあつて著しく負担能力が無くなったとき。
 - 「失業」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が失業して著しく負担能力が無くなったとき。
 - 「収入減」とは、(2)、(3)以外の事情により前年に比べ、著しく負担能力が無くなったとき。
 - 「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合。
 - 「生保」とは、生活保護基準該当世帯。
 - 「特別事情」とは、具体的な項目ではなく、市町村長の判断で減免できる規定。
 - 「その他」とは、上記(1)～(7)以外の事由によるもの。
- 「免除規定有無」は、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に○を記入する。
- 「減免基準」は、2(5)に該当する場合の基準、2(5)、(6)に該当する場合の減免割合を記入する。
- 「失業者の減免」は、2(3)、(4)、(7)、(8)の規定を準用し、失業者に対し減免できる場合に○を記入する。

市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由								3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2007年度実績	
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情	(8) その他				減免 世帯数	減免総額 (千円)
都道府県合計	61	60	41	47	43	19	38	49	43	39		48	148,678	1,742,548
1:名古屋市	○	○		○	○	○				○	【低所得の減免基準】 世帯に市県民税の所得割が課されないこと 【低所得の減免割合】 2割 【その他の減免事由】 事業の休廃止、世帯の市県民税額5,000円以下、老齢、障害者、母子寡婦、給付制限、旧被扶養者	○	58,251	769,049
2:豊橋市	○	○	○	○		○	○	○	○		【低所得の減免基準】 均等割・平等割のみ課税世帯 【低所得の減免割合】 7割軽減又は5割軽減該当 均等割・平等割の1割 2割軽減該当 同2割 軽減非該当 同4割 【生保の減免割合】 保護を受けている期間に到来した納期限に係る納付額	○	10,214	122,166
3:岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得者】 市民税非課税 5割 【生保】 10割 【その他】 障害者・寡婦減免 5割	○	3,662	67,574
4:一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		【低所得】 ①法定軽減(7・5・2割)に該当する世帯:均等割・平等割の1割を減免する、②①に該当しない世帯所得が200万円以下の世帯:均等割・平等割の3割を減免する 【生保】 生活保護開始以降に到来する納期にかかる税を100%減免する。 【その他】 老齢、障害、母子寡婦、給付制限	○	37,052	489,322
5:瀬戸市	○	○	○	○					○	○	【その他】 法第59条の規定により給付制限を受けている者	○	149	4,239

市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2007年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数	減免総額 (千円)
6:半田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【生保】 生活保護を受ける期間に納付期限の到来する税額 【その他】 ・給付制限・障害者・母子・固定資産税減免・所得増により軽減適用のはずれた世帯・生活保護世帯が自立により生活保護をうけられなくなった・公的年金の特別控除が13万円から7万円に変更されたことにより軽減判定に差が生じた	○	302	8,220	
7:春日井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得】 学校教育法第25条の規定により就学援助を受けることになった世帯、その他これに類する法令の規定により給付を受けている世帯。減免割合は国保税額100分の100 【その他】 国民健康保険法第59条の規定に該当する減免(給付制限)。減免割合は国保税額100分の100	○	14,802	59,826	
8:豊川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得】 世帯の前年の所得が125万円以下又は市民税非課税世帯で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税が25万円以下のとき、保険料の均等割額と平等割のそれぞれ10%に相当する額。 【生保】 生保開始から廃止までの間の納期に係る額。 【その他】 障害減免・母子減免	○	7,412	45,421	
9:津島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得の減免基準】 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の所得について算定した津島市国民健康保険賦課徴収第3条に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円以下 【低所得の減免割合】 当該年度にかかる保険税に100分の30を乗じた額を減免		1,967	24,934	
10:碧南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得】 総所得金額0円の場合、均等割・平等割を3/10減免 【生保】 全額減免 【その他】 障害者・母子寡婦	○	674	2,757	

市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2007年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数	減免総額 (千円)
11: 刈谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得基準】 前年の総所得金額が300万以下で、当該年度中の総所得金額が2分の1以下に減少すると認められる場合割合：低所得減免割合：所得割の10分5 【生保】 納付額の10分の10 【その他】 前年の総所得金額が300万以下で、4月1日現在、障害もしくは母子医療を受給する被保険者を含む世帯	○	75	968	
12: 豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【生保の減免割合】 10～100% 【その他減免自由】 障害、母子寡婦給付制限等	○	403	9,514	
13: 安城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【その他事情】 国保法第59条に該当する者 収監期間中は該当者の国保税額全額免除 固定資産税減免に伴う資産割額の減免(対象部分のみ)	○	111	2,216	
14: 西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得減免基準】 被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される場合(所得不明者世帯の場合を除く) 【低所得減免割合】 被保険者均等割額及び及び世帯別平等割額の100分の10に相当する額 【生保減免割合】 生保該当期間に到来した納期限に係る納付額 【その他減免事由】 ・西尾市市税条例(昭和43年西尾市条例第17号)第51条又は第72条の規定によって市民税の所得割額又は固定資産税額の減免を受けた場合 ・旧被扶養者で、被保険者の資格取得日において65歳以上であり、被保険者の資格取得日の前日において、健康保険法等の規定による被保険者から後期高齢の被保険者になった者の被扶養者であった場合	○	1,051	6,624	

市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2007年度実績		
		(1)災害	(2)病氣	(3)失業	(4)収入減	(5)低所得	(6)生保	(7)特別事情				(8)その他	減免 世帯数	減免総額 (千円)
		15: 蒲郡市	○	○	○	○	○	○				○	○	○
16: 犬山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	128	4,334		
17: 常滑市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40	908		
18: 江南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,461	16,752		
19: 小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	569	16,517		
20: 稲沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	638	8,225		

【低所得】

① 軽減対象の世帯で、世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税が2万円未満の世帯…軽減後の均等割と平等割を2割減免

② 軽減対象ではないが、世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税が2万円未満の世帯で、国民健康保険税の所得割が課税されない世帯…均等割と平等割を2割減免

ただし、長寿医療制度ができたことによる国民健康保険税の緩和措置(社会保険等に加入している長寿医療制度の該当者が移行することで、社会保険等の被扶養者でなくなった者が国民健康保険に加入する場合、65歳以上の者について2年間、(i)所得割、資産割については、所得や資産にかかわらず賦課しない。(ii)均等割を半額にする。(iii)社会保険等の被扶養者になっていた方のみの世帯は、平等割を2分の1にする。)にあてはまる場合…均等割と平等割を1割減免

【生保】

生活保護受給後に到来する納期限に係る税額

【その他】

旧被扶養者該当

【生保の減免割合】

・保護を受けることとなった日以降に到来する納期に係る納付額

【減免事由】

・4/1以後死亡した者を有する世帯のうち、前年中の合計所得が200万円以下の世帯

・勤労学生である者を有する世帯

・給付制限を受けている者を有する世帯

【低所得】

世帯の前年所得が0円の方を基準に被保険者均等割及び世帯別平等割の100分の10を減免

【生保】

生活保護全額

【生保】

10割

【その他】

精神、障害

【生保】

保護開始日以降に到来する納期に係る納付額

市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2007年度実績		
		(1)災害	(2)病気	(3)失業	(4)収入減	(5)低所得	(6)生保	(7)特別事情				(8)その他	減免 世帯数	減免総額 (千円)
		21:新城市	○	○	○	○	○	○				○	○	○
22:東海市	○	○	○	○	○					○	202	2,666		
23:大府市	○	○	○	○						○	32	695		
24:知多市	○	○		○	○			○	○	○	23	802		
25:知立市	○	○		○	○			○	○	○	61	1,439		
26:尾張旭市	○	○	○	○				○	○	○	65	3,502		
27:高浜市	○	○	○	○	○			○	○	○	63	2,099		
28:岩倉市	○	○	○		○			○	○	○	15	1,176		
29:豊明市	○	○	○	○	○			○	○	○	91	2,797		
30:日進市	○	○	○	○				○	○	○	82	1,643		

市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2007年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数	減免総額 (千円)
31 田原市	○	○						○	○	○	【生保】 生活保護法の規定による保護を受ける期間に到来した納期限に係る納付額 【その他】 7割・5割・2割軽減が適用される納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される者 7割・5割・2割軽減が適用されない納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される者		560	6,510
32 愛西市	○	○	○	○	○	○	○	○			【低所得】 固定資産税額が1万円以下である者で、世帯の合計所得金額が200万円以下である者は、当該年度の均等割額及び平等割額の100分の10 【生保】 生活保護法第11条第1項第1号による扶助受給者に準ずる生活困窮者で公私の扶助を受けると認められる者は、当該年度において、減免の申請をした日以後に到来する納期に係る全額	○	622	4,091
33 清須市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	【生保】 当該保護を受ける月以降の納期限に係る納付額の全部 【その他】 (後期高齢者医療制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより当該被保険者の被扶養者から国民健康保険被保険者となった65歳以上のもの)…①旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額について、所得及び資産の状況にかかわらず、これを免除する。②旧被扶養者に係る被保険者均等割額について、法令に基づく減額賦課による軽減額と合わせて半額となるよう、これを減額する。③旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額について、法令に基づく減額賦課による軽減額を合わせて半額となるよう、これを減額する	○	11	294
34 北名古屋	○	○		○	○	○	○	○			【低所得】 国民健康保険条例第13条に規定する減額の対象者均等割額の100分の20 【生保】 生活保護を受ける日以降の納期未到来の保険税額の全部	○	2,936	19,013
35 弥富市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【生保】 当該生活扶助を受けることとなった日以後に到来する納期に係る国民健康保険税の額の10分の10 【その他】 障害者・母子寡婦・市長が認めた者	○	455	5,633

市町村名	1 条例の 有無	2. 減 免 事 由								3 免 除 規 定 有 無	4. 減 免 基 準	5 失 業 者 の 減 免	2007年度実績	
		(1) 災 害	(2) 病 気	(3) 失 業	(4) 収 入 減	(5) 低 所 得	(6) 生 保	(7) 特 別 事 情	(8) そ の 他				減 免 世 帯 数	減 免 総 額 (千円)
36:東郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【生保】 10割 【その他】 町長が必要と認めた場合	○	18	369	
37:長久手町	○	○	○	○				○	○		○	6	399	
38:豊山町	○	○		○								200	2,434	
39:春日町	○	○		○		○				【生保】 当該扶助を受けている期間に到来する 納期に係る税額の全額		0	0	
40:大口町	○	○	○	○		○	○		○	【生保】 生活保護期間中に到来する納期限に係 る税額の全部	○	15	184	
41:扶桑町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得の減免基準】 世帯主及び当該世帯に属する被保険者 の前年中の総所得金額等が0円で、現に 生活が困窮している者 【低所得の減免割合】 均等割額及び平等割額の100分の10に 相当する額 【生保の減免割合】 当該扶助を受ける者について算定した 税額のうち、当該扶助を受けている期間 に到来する納期限に係る税額の全部 【その他の減免事由】 障害者、寡婦(夫)、戦傷病者、雇用保険 法の規定により基本手当の受給資格を 有する者、旧被扶養者	○	31	1,625	
42:七宝町	○	○						○	○			10	245	
43:美和町	○	○	○	○		○	○	○	○	【生保】 生活保護を受ける日以後に到来する納 期に係る国民健康保険税の額の100分 の100 【その他】 旧被扶養者、町長が必要と認める者	○	9	223	
44:甚目寺町	○	○						○	○	【その他】 町長が必要と認める者		12	457	
45:大治町	○	○	○	○		○	○	○	○	【生保】 10割 【その他】 障害	○	7	495	
46:蟹江町	○	○	○	○		○	○		○	【生保】 10割	○	353	4,485	
47:飛島村	○	○	○	○			○				○	1	90	
48:阿久比町	○	○	○			○			○	【生保】 10割		5	60	
49:東浦町	○	○	○	○		○			○	【生保】 生活保護を受けることとなった者が当該 保護を受けることとなった日以後で申請 日以後に到来する納期に係る納付額に 相当する額 税条例第15条第1号に該当すると認めら れる者の必要と認められる額	○	5	124	

市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2007年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数	減免総額 (千円)
50:南知多町	○	○			○		○	○	○	【生保】 全額 【その他】 固定資産税の減免を受けた場合に、減免を受けた固定資産税税額に係る資産割相当額免除		11	288	
51:美浜町	○	○			○			○				1	144	
52:武豊町	○	○			○		○	○	○	【生保】 全額 【その他】 給付制限・勤労学生	○	11	564	
53:一色町	○	○	○	○	○		○		○	【生保】 保護を受けている期間の納付額 【その他】 住民税・固定資産税の減免を受けたとき 所得割額・固定資産税額減免相当額	○	6	182	
54:吉良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得】 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が300万円以下で、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したことにより、当該年における総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等の10分の5以下に減少すると認められる場合 【生保】 当該保護等を受けている期間に到来した納期限に係る納付額 【その他】 住民税・固定資産税の減免を受けたとき 所得割額・固定資産税額減免相当額	○	0	0	
55:幡豆町	○	○	○	○	○			○	○	【その他】 貧困により生活のために公私の扶助を受ける者	○	1	1	
56:幸田町	○	○		○				○	○	【その他】 障害者 母子寡婦 給付制限 旧被扶養者	○	38	1,058	
57:三好町	○	○	○	○			○	○	○	【生保】 当該生活扶助を受けることとなった日以後に到来する納期に係る保険税の額の全部	○	8	602	
58:設楽町	○	○										0	0	
59:東栄町	○			○				○			○	0	0	
60:豊根村	○	○										0	0	
61:小坂井町	○	○						○	○			6	155	

保国発第 0518001 号
保医発第 0518001 号
平成 21 年 5 月 18 日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局医療課長

新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における
被保険者資格証明書の取扱いについて

発熱症状等新型インフルエンザの発症の疑いがある場合には、発熱相談センターに相談の上、発熱外来の受診を行うこととなる。この場合、国民健康保険被保険者資格証明書（以下、「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者については、受診前に市町村の窓口で納付相談や保険料の納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があり、これは、保険料を納付することができないと認められる事情があると考えられることから、本来、資格証明書ではなく短期の被保険者証の交付対象となり得るところであるが、当該者については、短期の被保険者証の交付に比べ発熱外来への受診を優先する必要があることから、発熱外来の受診の際の資格証明書の取扱いについて、下記のとおりとりまとめたので、管内の保険者、国民健康保険団体連合会、保険医療機関等に対し、周知を徹底されたい。

併せて、発熱相談センター担当部局にも周知を図るようお願いする。

記

第一 発熱外来受診時における資格証明書の取扱いについて

発熱外来を設置する保険医療機関及び発熱外来において交付された処方せんに基づき療養の給付を行う保険薬局にあつては、国民健康保険の被保険者が発熱外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。

なお、被保険者が70歳から74歳までの場合の一部負担金の割合は、保険者に電話等で確認の上判断すること。保険者との確認が困難な場合は、3割として取り扱うこと。

また、当該保険医療機関は、資格証明書を提示した者に対して処方せんを発行する場合には、処方せんの備考欄に「発」と記載すること。

本取扱いは、5月診療分から適用することとする。

第二 請求及び支払時における留意点について

第一に伴う診療報酬の請求に当たっては、特別療養費請求書ではなく、被保険者証による受診と同様の取扱いによること。

国民健康保険団体連合会及び保険者においては、発熱外来を設置する保険医療機関等に関しては、第一のとおり資格証明書を被保険者証とみなして取り扱われることを踏まえ、当該保険医療機関等からの資格証明書が交付された被保険者に関する請求に対する審査・支払に当たっては機械的に返戻等を行わないよう留意すること。

第三 その他

第一による取扱いについては、発熱相談センター担当部局に伝えるなど、必要な連携を図ること。

事務連絡
平成21年9月25日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局医療課

新型インフルエンザの流行に関するQ&Aについて

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、新型インフルエンザが本格的な流行期に入り、感染者数が増加しているところです。照会のあった事項を別添のとおりQ&Aとしましたので、送付いたします。貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。



(問1)「新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書
の取扱いについて」(平成21年5月18日付け保国発第0518001号・保医発第
0518001号)は、発熱相談センターから発熱外来への受診が原則であった時点の
ものであり、現時点における一般の保険医療機関での診察には適用はないと考
えてよいか。

(答)

お見込みのとおりである。

(問2)資格証明書を交付している世帯から、新型インフルエンザに感染したと疑わ
れるが経済的理由から医療機関で10割の医療費が払えないと申出があった場
合、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第7項に規定する特別
の事情に当たると判断してよいか。

(答)

世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要
が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った
場合には、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、当該世帯主は保険料を
納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられる。この場合、
保険者において世帯の状況について改めて確認をとることができない場合は、後日
確認をとることとし、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することは差し支
えない。

しかしながらこのような場合は、資格証明書の交付時点で特別の事情の把握に努
めていれば、もともと資格証明書の交付対象ではなかった可能性もあるところであ
り、資格証明書の交付時点でなぜ把握できなかったか事務処理体制をチェックする
とともに、他の資格証明書の交付世帯についても、新型インフルエンザの大流行の
前に、再度、特別の事情の把握を徹底するなど、被保険者の医療の確保に遺憾なき
よう適切な運用に努められたい。

感染拡大抑制へ「苦渋の決断」 堺、豊中市の国保「短期保険証」発行

2009.5.23 03:43

新型インフルエンザの拡大をうけ、国と大阪府から「国民健康保険法に抵触する可能性がある」と指摘を受けながら豊中市と堺市が、独自に発行した「短期保険証」は、どの医療機関でも3割負担で受診できる。しかし、他の府内自治体では、窓口3割負担は発熱外来での「被保険者資格証明書」の提示に限定。両市は感染拡大を抑えるための「苦渋の決断」としているが、府民からは「不公平」と不満の声も出てきそうだ。(張英壽)

府によると、短期保険証について国から「触法の可能性がある」と両市に通知があったのは18日。

堺市は通知前から独自に短期保険証の交付を検討していた。担当者は「法律に抵触する可能性があるとは考えていなかった」という。最終的には市長のトップ判断で発行を決め、すでに4076世帯に発行した。

決断の背景にあったのは、新型インフルエンザをめぐる市民の行動。担当者は「市民はまず、一般の診療機関に行き、そこで海外渡航歴や濃厚接触があれば、発熱外来に行く」として、一般診療機関での負担軽減の必要性を指摘。「今回の措置は大きな地震などの場合と同じ緊急事態。まず市民の健康を守り、感染の拡大を抑えなければならない」と主張する。

豊中市も通知前から検討していた。同市が懸念したのは「被保険者資格証明書」は、一般の保険証と外観がまったく異なり、一目で「滞納者」であることが分かり、受診を控えることだ。

「市民が発熱外来の受診を控える可能性があり、症状の重篤化や感染の拡大の恐れがある」という。そのため、違法の可能性をしながら、有効期限以外は一般の保険証と変わらない短期保険証を独自に発行することを決め、344世帯に発送した。担当者は「今回は時間的な措置。国も理解してほしい」と話す。

だが、今回のような一律発行には、厚生労働省も府も理解は示していない。国民健康保険法では短期保険証は「個別事情に応じて発行する」ことが求められているためだ。

新型インフルエンザとはまったく関係ない疾患でも、両市民だけは国保料を払わずに、短期保険証で窓口3割負担で受診できることになった。

厚労省も府も特別な指導を行う予定はないとしているが、自治体によって異なる対応に、府民から不満の声もあがりそうだ。

であれば、重篤患者が国の方針で出たときに国は責任を取ってくれるのであろうか・・・。

どうするの・・・。

さらに・・・。／／豊中市は「証明書では受診に際し心理的抵抗がある」、堺市は「実際には発熱外来に行く前にほかの医療機関で受診している」と説明。／／ということは、国民として充分理解できることである。

デスクに座って・・・あれやこれやと考えている国にどう現場がわかるのだろうか・・・。

ある意味では・・・現在は緊急事態であるという認識が国にないのではないかとさえ思ってしまう。

だから、後手後手の新型インフルエンザ対策で終わってしまっているのではないのだろうか・・・。

それでなくても発熱外来に行くことに対して、抵抗を感じる人は少なくない状態にある。

現場では発熱外来等が充分機能していないケースも予想される中で、大変遺憾な国の方針。

なら、ちゃんとしたもんを出してこいよと・・・。

個人としては堺市・豊中市の対応を支持・・・。

ひるむことなく・・・堺市は頑張っていて欲しいものである。

それならば国はその前にきっちり指針を出して対策を講じておくべきであろう。

たとえ、指針を出していても・・・現場での判断は尊重されるべきであり、堺市の言う、緊急事態に当たるものと思う・・・。

そうは患者を早期発見することが今一番大事感染を防ぐことが重要である。

対策において、地方の独自性を尊重するといいつつ、こんな形で後からいちゃもんつけるなんて・・・。最低・・・!!!

＜新型インフル＞発熱外来の負担「保険証なし」も特例で3割

5月19日12時28分配信 毎日新聞

新型インフルエンザ感染が疑われる人が最初に受診する発熱外来について、厚生労働省は18日付で、国民健康保険料の滞納で保険証を取り上げられ、資格証明書しか持っていない人も、特例として窓口負担が原則3割で済む対応をするよう、都道府県などに通知した。この措置はただちに適用される。

保険料を1年以上滞納した場合に交付される資格証明書は、窓口でいったん医療費全額を支払わねばならず、後で領収書を添えて市町村に申請しないと保険負担分が戻ってこない。この仕組みのため、滞納者が受診をためらい、感染拡大につながる恐れがあると専門家から指摘されていた。通知は「短期の保険証を代わりに発行するよりも、発熱外来への受診を優先した方がいい」と指摘。発熱相談センターに、全額自己負担は必要ではないことを患者に伝えるよう求めた。【清水健二】

最終更新:5月19日12時28分

以上引用

特報 重要 大丈夫?? 危機管理 <新型インフル>保険証なしでも3割負担...神奈川・大和市 2009-05-09
結局国は後追いでのごとの対策..

けど..違いがわからなかったのだが...だから全国初問いのが今になって理解できる..。

以下産経新聞より引用

短期保険証 国保法に抵触？ 厚労省など 豊中・堺両市に指摘

新型インフルエンザの感染拡大をうけ、国民健康保険料を滞納している人を対象に、大阪府豊中市と堺市が独自に発行した「短期保険証」が、厚労省や府から「国民健康保険法に抵触する可能性がある」と指摘を受けていることが21日、分かった。両市は指摘を受けながらもすでに対象世帯、計約4400世帯に発送した。短期保険証は通常と同じで窓口で3割負担。厚労省は「一人一人個別事情に応じて発行する必要がある」としているが、両市は一律に対象を決めた。

厚労省は5月18日に都道府県を通じて全国の市町村に対し、発熱外来に限り、国保を滞納した場合、交付される「被保険者資格証明書」の所持者を対象に、受診料を窓口で3割負担とするよう通知。資格証明書所持者は窓口で全額負担したうえで、市町村で7割の返還を受けられるが、発熱外来の受診を促進するための措置だった。

ところが、両市は通知前から、資格証明書の所持者に対して交付できる「短期保険証」の発行を検討。同じ3割負担だが、すべての医療機関の受診ができる点が異なる。豊中市は「証明書では受診に際し心理的抵抗がある」、堺市は「実際には発熱外来に行く前にほかの医療機関で受診している」と説明。いずれも「緊急時の措置」と理解を求めている。

(2009年5月22日 07:28)

以上引用

けれどもパニックになったら直接受診も行われるケースもあるし..。厳密的に言うならば、国の言い分もわかる..。

しかしながら音おいで後手に回った国に対して、積極的に対応を行った国が後でとやかく言うべきではないのではないだろうかと思う..。

しかも堺市は6月末までの期間限定である。

そんなことは、感染拡大のリスクとコストを考えたときの判断であろうと思う。

2009年5月27日 18:14

国保滞納者に保険証郵送 八幡市の新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの感染が広がり、保険証を持っていない人の診療をどう保障するかが問題になっていますが、八幡市は、滞納などで国民健康保険証を持っていない765世帯にたいし、25日に6月末までの短期保険証を郵送しました。

厚生労働省は新型インフルエンザ対策として、窓口で10割負担が必要な資格証明書の人にも「発熱外来の受診は3割負担」とする措置を取るようになりました。

日本共産党八幡市議会議員団が市にたいし新型インフルエンザ対策についてヒアリングをしたとき、「今回のような感染症の広がりにたいし、滞納者への受診機会の制限は、国や地域の安全確保にとってもマイナスであり、保険証を送付して受診する機会を保障したらどうか」と提案。今回の保険証郵送は、こうした提案を受けての措置です。

八幡市では、滞納者はいったん窓口で何らかの納付相談をすれば短期証などの発行を受けられます。資格証明書は発行していないものの、実際には、納付相談に来ない人には保険証が手元に届かない問題がありました。

郵送世帯の中には、行方不明などの事情で保険証が届かない世帯も含まれますが、多くは滞納による「無保険者」とみられます。(山本邦夫)

090525京都府八幡市新型インフルエンザ対策として保険証未交付世帯に短期証を郵送

八幡市議会日本共産党議員団は、新型インフルエンザに関連し資格証世帯も3割負担とすることとした事と、短期証を郵送した堺市の文書を入手し、すぐに市当局に、通知を示し、口頭で「八幡市は資格証は発行していないが、未交付世帯に送付すること」などを申し入れました。その結果、5月23日当局から、「保険証未交付の747世帯に、25日、6月末までの短期保険証を郵送する」との回答があったそうです。「昨年12月末に未交付世帯に送付した納付書が、141通戻ってきている」ということで、約600世帯に短期とはいえ保険証が交付されることになります。期限が短いことについて指摘したところ「経過をみながら対応する」と答えたということです。

(2009-5-25 13:43)